

第9章 情報公開・個人情報保護

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、この章において「情報公開法」という。）が平成13年4月1日に施行された。

情報公開法では、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないとされている。

国税庁では、情報公開法施行時より国税庁本庁、全国の国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、税務大学校及び国税不服審判所（以下、この章において「国税庁」という。）に情報公開窓口を設け、情報公開法に基づく開示請求に対応している。開示請求は、各窓口や郵送による受付だけであったが、平成16年3月に情報公開手続のオンライン化に対応するための関係規定が整備されたことに伴い、インターネットを通じたオンラインによる開示請求の受付を開始した。その後、平成18年8月1日からは電子政府の総合窓口（e-Gov）と連動した電子開示請求システムを稼動し、開示請求に係る一連の手続がインターネットで行うことができるようになってきている。

情報公開法に基づく開示請求による開示決定等に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる（審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能）。国税庁においては、国税庁本庁以外の各機関が行った開示決定等に対する不服申立ては、すべて国税庁本庁が裁決すべき行政機関となっており、また、開示決定等に対する不服申立てについて第三者的立場から調査審議を行う諮問機関として、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会（以下、この章において「審査会」という。）が設置されており、不服申立てがあったときは、その裁決又は決定すべき行政機関の長は、原則として審査会に諮問しなければならないこととされている。

なお、審査会からなされた答申については、情報公開法において行政機関の長がこれを尊重すべき義務は特に規定されていないが、審査会制度が設けられた趣旨にかんがみ、当然に尊重されるべきものとして答申の内容に従った裁決をしているところである。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

情報公開法施行後の国税庁に対する開示請求件数は、表「開示請求件数の推移」のとおり

りである。

情報公開法施行当初より国（全省庁 計）の開示請求件数に占める国税庁の割合は高く、施行直後の平成13年度の開示請求件数は約2万件弱で全省庁の約40%を占め、その後、平成17年度までの開示請求件数は約3万件から5万件で推移し、全省庁の50%以上を占めていた。

しかし、平成17年4月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、この章において「行政機関個人情報保護法」という。）が施行され、また、平成18年4月以後は所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止されたことに伴い、それまで開示請求件数の大部分を占めていた公示関係書類の開示請求が減少したため、平成18年度以降は3,000件前後で推移している。

開示請求件数の推移

	国税庁（A）	全省庁（B）	（A）／（B）
	件	件	%
平成13年度	19,296	48,636	39.7
平成14年度	32,278	59,887	53.9
平成15年度	39,740	73,348	54.2
平成16年度	50,872	87,123	58.4
平成17年度	39,530	78,639	50.3
平成18年度	2,942	49,930	5.9
平成19年度	3,156	61,089	5.2
平成20年度	3,601	76,870	4.7

（2） 開示決定等の内訳

情報公開法施行後の開示決定等の件数及びその内訳は、表「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。

国税庁では、多くの納税者に関する情報を保有しており、開示請求の対象となった行政文書には、特定の個人や法人に係る情報が記載されているケースが多いことから、一部開示や不開示と判断されるケースが必然的に多くなっている。

なお、情報公開法施行当初から平成17年度までは、開示請求件数の大部分を占めていた公示制度に基づく公示関係書類に不開示とする部分がなかったことから、全部開示の割合が非常に高い傾向にあった。

開示決定等の件数及びその内訳

		開示決定等件数						
		全部開示		部分開示		不開示		
		件	割合	件	割合	件	割合	
平成13年度	国税庁	18,888	16,283	86.2	2,141	11.3	464	2.5
	全省庁	44,734	25,119	56.2	14,534	32.5	5,081	11.4
平成14年度	国税庁	32,454	30,435	93.8	1,658	5.1	361	1.1
	全省庁	59,203	40,935	69.1	15,716	26.5	2,552	4.3
平成15年度	国税庁	39,908	37,257	93.4	2,118	5.3	533	1.3
	全省庁	68,867	48,808	70.9	17,467	25.4	2,592	3.8
平成16年度	国税庁	47,344	44,798	94.5	1,999	4.2	547	1.2
	全省庁	76,743	57,071	74.4	17,048	22.2	2,624	3.4
平成17年度	国税庁	42,042	39,712	94.5	1,918	4.6	412	1.0
	全省庁	74,676	53,609	71.8	17,403	23.3	3,664	4.9
平成18年度	国税庁	2,914	1,614	55.4	1,182	40.6	118	4.0
	全省庁	42,349	19,321	45.6	18,300	43.2	4,728	11.2
平成19年度	国税庁	2,743	748	27.3	1,819	66.3	176	6.4
	全省庁	49,750	21,189	42.6	26,308	52.9	2,253	4.5
平成20年度	国税庁	4,137	804	19.5	3,195	77.2	138	3.3
	全省庁	68,620	24,026	35.0	42,083	61.3	2,511	3.7

(注) 「割合」欄は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合である。

(3) 不開示決定等に対する不服申立ての状況

情報公開法に基づく不開示決定等に対する不服申立ての処理状況は、表「不服申立ての処理状況の推移」のとおりである。

不服申立てを受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であるとの観点から、各省庁との情報公開に関する連絡会議申合せにより、特段の事情がない限り、不服申立てがあった日から90日以内に、審査会に諮問することとしている。

表「情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び答申等の状況」は、審査会への諮問及び答申の状況である。情報公開法の施行直後においては、国税庁が行った開示決定等について一部妥当でないとする旨の答申もなされていたが、情報公開制度が定着するにつれて、国税庁の保有する行政文書に係る審査会の答申も数多く示され、答申の考え方を基準に開示・不開示の判断を行ってきた結果、平成17年度以降は、原処分についておおむね妥当であるとの判断が示されている。

不服申立ての処理状況の推移

	不服申立件数 (新規受付)	処 理 件 数			翌年度への 繰越し件数
			取下げ	裁決・決定	
	件	件	件	件	件
平成13年度	109	0	0	0	109
平成14年度	82	23	0	23	168
平成15年度	302	233	9	224	237
平成16年度	609	588	1	587	258
平成17年度	111	353	0	353	16
平成18年度	50	60	1	59	6
平成19年度	200	165	0	165	41
平成20年度	50	28	0	28	63

情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び答申等の状況

	諮 問	答 申 等 件 数				
			妥 当	一部妥当でない	妥当でない	取下げ
	件	件	件	件	件	件
平成13年度	1	1	1	0	0	0
平成14年度	77	20	12	6	2	0
平成15年度	148	134	91	19	19	5
平成16年度	29	87	58	24	4	1
平成17年度	40	47	42	5	0	0
平成18年度	10	10	9	1	0	0
平成19年度	21	8	5	3	0	0
平成20年度	30	17	12	5	0	0

第2節 個人情報保護

1 概要

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、行政機関個人情報保護法が平成17年4月1日に施行された。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としても、行政機関個人情報保護法の制定趣旨を踏まえ、納税者に関する個人情報の適切な取扱いを徹底するために、「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓

令」(平成17年国税庁訓令第3号)を定めるなどして、職員研修や個人情報の管理状況についての監査・点検を実施するなどの対応をしている。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確認するため、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求者以外の個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとされている。

国税庁では、行政機関個人情報保護法施行時より国税庁の各機関に個人情報保護窓口を設け、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に対応している。開示請求は、各窓口や郵送による手続のほか、平成18年8月1日から電子政府の総合窓口(e-Gov)と連動した電子開示請求システムを稼動し、開示請求に係る一連の手続がインターネットで行うことができるようになっている。

行政機関個人情報保護法に基づく開示請求による開示決定等に不服がある場合には、情報公開法と同様に、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができ(審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能)、不服申立てがあったときは、その裁決又は決定すべき行政機関の長(国税庁においては、国税庁本庁)は、原則として審査会に諮問しなければならないこととされている。また、情報公開審査会からなされた答申については、これを尊重し、答申の内容に従った裁決をしているところである。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

行政機関個人情報保護法施行後の国税庁に対する開示請求件数は、表「開示請求件数の推移」のとおりである。施行当初より国(全省庁計)の開示請求件数に占める国税庁の割合は高く、施行直後の平成17年度から平成20年度までの開示請求件数は約6万件から7万件で推移し、全省庁の90%以上を占めている。

なお、国税庁に対する開示請求の90%以上は、所得税確定申告書及びその添付書類に係るものとなっている。

開示請求件数の推移

	国税庁 (A)	全省庁 (B)	(A) / (B)
	件	件	%
平成17年度	60,571	64,618	93.7
平成18年度	70,192	74,817	93.8
平成19年度	68,195	74,756	91.2
平成20年度	64,041	72,268	88.6

(2) 開示請求の処理状況

行政機関個人情報保護法施行後の開示決定等の件数及びその内訳は、表「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。開示請求の大部分を占めている所得税の確定申告書について、一部不開示とすべき部分があるため、部分開示の件数に係る割合が高くなっている。

開示決定等の件数及びその内訳

		開示決定等件数						
		全部開示		部分開示		不開示		
		件	割合	件	割合	件	割合	
平成17年度	国税庁	60,152	8,887	14.8	50,766	84.4	499	0.8
	全省庁	63,896	12,009	18.8	51,249	80.2	638	1.0
平成18年度	国税庁	69,954	9,658	13.8	59,640	85.3	656	0.9
	全省庁	74,434	13,059	17.5	60,416	81.2	959	1.3
平成19年度	国税庁	67,840	9,336	13.8	57,717	85.1	787	1.2
	全省庁	74,097	13,580	18.3	59,159	79.9	1,358	1.8
平成20年度	国税庁	63,549	9,686	15.2	53,098	83.6	765	1.2
	全省庁	71,642	15,076	21.0	55,147	77.0	1,419	2.0

(注) 「割合」欄は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合である。

(3) 不開示決定等に対する不服申立ての状況

行政機関個人情報保護法に基づく不開示決定等に対する不服申立ての処理状況は、表「不服申立ての処理状況の推移」のとおりである。不服申立てを受けた事案については、各省庁との申合せにより、特段の事情がない限り、不服申立てがあった日から90日以内に、審査会に諮問することとしている。

表「情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び答申等の状況」は、審査会への諮問及び答申の状況である。行政機関個人情報保護法が施行されて既に4年が経過し、審査会の答申において保有個人情報の該当性や開示・不開示の判断に係る考え方が示され、行政機関個人情報保護法の適切な運用が図られているところである。

不服申立ての処理状況の推移

	不服申立件数 (新規受付)	処 理 件 数			翌年度への 繰越し件数
			取下げ	裁決・決定	
平成17年度	4 件	1 件	1 件	0 件	3 件
平成18年度	22	8	0	8	17
平成19年度	20	25	0	25	12
平成20年度	26	12	0	12	26

情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び答申等の状況

	諮 問	答 申 等 件 数				
			妥 当	一部妥当でない	妥当でない	取下げ
平成17年度	4 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
平成18年度	16	9	8	1	0	0
平成19年度	20	23	12	11	0	0
平成20年度	23	15	14	0	1	0